

判決年月日	平成29年2月7日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成28年(行ケ)10068号		
<p>○ 発明の名称を「空気入りタイヤ」とする発明について、主引用発明に副引用例に記載された技術事項を適用しても、本願発明の構成には至らないから、本件発明は主引用発明に基づいて容易に発明をすることができないとした事例。</p>			

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特願2010-215766号, 不服2014-26370号, 特開2001-163008号, 特開平8-230410号

判 決 要 旨

発明の名称を「空気入りタイヤ」とする本願発明について拒絶査定を受けた原告は、拒絶査定不服審判請求をした。特許庁は、本願発明と引用発明の相違点のうち、トレッドの接地幅に対する外側ベルトの切断端部の位置に関する相違点について、引用例2に記載された技術事項を適用した引用発明において、外側ベルトの切断端部を、トレッドの接地幅をWとした場合に、タイヤ赤道面から(0.15~0.35)Wの範囲に配置することは、当業者が適宜になし得たものであるから、本願発明は、引用発明及び引用例2に記載された技術事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるなどとして、不成立審決をした。本判決は、以下のように判断し、本願発明は引用発明に基づいて容易に発明をすることができたということはできないから、本件審決の判断は誤りであるとした。

(1) 引用発明に引用例2に記載された技術事項を適用することは、当業者にとって容易に想到し得たものということが出来る。

(2) しかし、引用例2に記載された技術事項は、ベルトプライの両端の折り返し部を、トレッドの端部に位置するように形成するものであって、引用発明に引用例2に記載された技術事項を適用しても、折り返し部が形成されるのは「トレッドゴム26」の端部である。したがって、引用発明に引用例2に記載された技術事項を適用しても、外側ベルトの切断端部を、タイヤの赤道面から0.15~0.35Wの範囲に位置させるという本願発明の構成には至らないというべきである。

また、引用例2に記載された技術事項を適用した引用発明において、外側ベルトの切断端部を、タイヤの赤道面から0.15~0.35Wの範囲に位置させることは適宜になし得たということもできない。